

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
五百人以上	平日	一四二、一〇一円	一一二、五五一円
五百人以上	休日	二三一、〇二五円	二〇一、四七五円
千人以上	平日	一五三、四四一	一二七、六八二
千人以上	休日	二六四、五九六	二一六、六〇六
二千人未満	平日	二〇六、九四三	一九二、一六八
二千人未満	休日	三四〇、三二九	三二五、五五四
三千人以上	平日	二二九、五九八	二〇〇、〇四八
三千人以上	休日	三六二、九八四	三三三、四三四
五千人未満	平日	二五二、六七三	二一九、三三二
五千人未満	休日	三八六、〇五九	三七四、九四九
五千人以上	平日	二八三、六九二	二七二、三一九
五千人以上	休日	四三九、三〇九	四九四、六二九
一万人未満	平日		二六二、一三七
一万人未満	休日		五〇六、六七八



一万五千人以上	一三〇、三二二	三七四、八五三	一七四、二四八	五〇七、七一一	一八五、二三二	五四〇、九二八
二万人未満						
二万人以上	一五二、二八〇	四四一、二八三	一九六、二二六	五七四、一四三	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八

第四条第三項中「ついでには、」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 票 日	区 市 町 村	区		市		町		村	
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
五百人未満		一三、四一九円	一四、一一九円	一一、四四九円	一二、一四九円	一一、四四九円	一二、一四九円	一一、四四九円	一二、一四九円
五百人以上		一五、六一六	一六、四九一	一二、四三四	一三、一三四	一三、六四六	一四、五二一	一四、五二一	一四、五二一
千人未満		一八、七九八	一九、八四八	一七、八一三	一八、八六三	一八、〇四〇	一九、二六五	一九、二六五	一九、二六五
千人以上		一九、七八三	二〇、八三三	一七、八一三	一八、八六三	二〇、二三七	二一、六三七	二一、六三七	二一、六三七
三千人未満		二〇、七六八	二一、八一八	二〇、〇一〇	二一、二三五	二一、二二二	二二、六二二	二二、六二二	二二、六二二
三千人以上		二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	二八、三五一	二七、八一三	二九、七三八	二九、七三八	二九、七三八
五千人未満		二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二	三五、四六七	三三、一九二	三五、四六七	三五、四六七	三五、四六七
五千人以上									
一万人未満									
一万人以上									
一万五千人未満									
一万五千人以上									

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
五百人以上未 満	平 日	八、七八八円	八、七八八円
五百人以上未 満	休 日	九、四八八円	九、四八八円
千人以上未 満	平 日	一〇、九八五	八、七八八
千人以上未 満	休 日	一一、八六〇	九、四八八
二千人以上未 満	平 日	一三、一八二	一三、一八二
二千人以上未 満	休 日	一四、二三二	一四、二三二
三千人以上未 満	平 日	一三、一八二	一三、一八二
三千人以上未 満	休 日	一四、二三二	一四、二三二
五千人以上未 満	平 日	一三、一八二	一五、三七九
五千人以上未 満	休 日	一四、二三二	一六、六〇四
一万人以上未 満	平 日	一五、三七九	二一、九七〇
一万人以上未 満	休 日	一六、六〇四	二三、七二〇
一万五千人以上未 満	平 日	二一、九七〇	二八、五六一
一万五千人以上未 満	休 日	二三、七二〇	三〇、八三六
二万人未 満	平 日	二四、一六七	三五、五八〇
二万人未 満	休 日	二六、〇九二	三五、五八〇

第四条第四項の表を次のように改める。

一万五千人以上未 満	三三、七二三	三八、五七一	三九、七八三
二万人未 満	三五、六四八	四一、一九六	四二、五八三
二万人以上未 満	三八、一二七	四二、九六五	四四、一七七
二万人以上未 満	四〇、三九二	四四、九四〇	四七、三二七



第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	四八、六八〇円	四八、六八〇円
五百人以上	休日	一三七、六〇四円	一三七、六〇四円
千人未満	平日	五九、六六四	四八、六八〇
千人以上	休日	一七〇、八一九	一三七、六〇四
二千人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
二千人以上	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
三千人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
三千人以上	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
五千人未満	平日	七三、〇二〇	八四、〇〇四
五千人以上	休日	二〇六、四〇六	二三九、六二一
一万人未満	平日	八六、三七六	一一九、三二八
一万人以上	休日	二四一、九九三	三四一、六三八
一万五千人未満	平日	一一九、三二八	一五二、二八〇
一万五千人以上	休日	三四一、六三八	四四一、二八三
二万人未満	平日	一三〇、三二二	一七四、二四八
二万人以上	休日	三七四、八五三	五〇七、七一一
二万人以上	平日	一五二、二八〇	二〇七、二〇〇
	休日	六〇七、三五八	

第四条第七項中「ついでには、」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に

要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

区 市の選 挙人の数	投票 区 の日	投票 区 の日	区		市		町		村	
			平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一三、四一九円	一四、一一九円	一、四四九円	一、一四九円	一、四四九円	一、一四九円	一、四四九円	一、一四九円	一、一四九円	
五百人以上 千人未満	一五、六一六	一六、四九一	一、四三四	一、一三四	一、六四六	一、三六六	一、六四六	一、三六六	一、三六六	
千人以上 二千人未満	一八、七九八	一九、八四八	一七、八一三	一八、八六三	一八、〇四〇	一八、〇四〇	一八、〇四〇	一九、二六五	一九、二六五	
二千人以上 三千人未満	一九、七八三	二〇、八三三	一七、八一三	一八、八六三	二〇、二三七	二〇、二三七	二〇、二三七	二一、六三七	二一、六三七	
三千人以上 五千人未満	二〇、七六八	二一、八一八	二〇、〇一〇	二一、二三五	二一、二二二	二一、二二二	二一、二二二	二二、六二二	二二、六二二	
五千人以上 一万人未満	二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	二八、三五一	二七、八一三	二七、八一三	二七、八一三	二九、七三八	二九、七三八	
一万人以上 一万五千人未満	二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二	三五、四六七	三三、一九二	三三、一九二	三三、一九二	三五、四六七	三五、四六七	
一万五千人以上 二万人未満	三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一	四一、一九六	三九、七八三	三九、七八三	三九、七八三	四二、五八三	四二、五八三	
二万人以上	三八、一一七	四〇、三九二	四二、九六五	四五、九四〇	四四、一七七	四四、一七七	四四、一七七	四七、三二七	四七、三二七	

第四条第八項の表を次のように改める。

区市町村	投票 区の選 票 日		区	投票 区の選 票 日		市	投票 区の選 票 日		町	投票 区の選 票 日		村
	平 日	休 日		平 日	休 日		平 日	休 日		平 日	休 日	
五百人未満	八、七八八円	九、四八八円		八、七八八円	九、四八八円		八、七八八円	九、四八八円		八、七八八円	九、四八八円	
五百人以上 千人未満	一〇、九八五	一一、八六〇		八、七八八	九、四八八		一〇、九八五	一一、八六〇		一〇、九八五	一一、八六〇	
千人以上 二千人未満	一三、一八二	一四、二三二		一三、一八二	一四、二三二		一五、三七九	一六、四〇四		一五、三七九	一六、四〇四	
二千人以上 三千人未満	一三、一八二	一四、二三二		一三、一八二	一四、二三二		一七、五七六	一八、九七六		一七、五七六	一八、九七六	
三千人以上 五千人未満	一三、一八二	一四、二三二		一五、三七九	一六、六〇四		一七、五七六	一八、九七六		一七、五七六	一八、九七六	
五千人以上 一万人未満	一五、三七九	一六、六〇四		二一、九七〇	二三、七二〇		二四、一六七	二六、〇九二		二四、一六七	二六、〇九二	
一万人以上 一万五千人未満	二一、九七〇	二三、七二〇		二八、五六一	三〇、八三六		二八、五六一	三〇、八三六		二八、五六一	三〇、八三六	
一万五千人以上 二万人未満	二四、一六七	二六、〇九二		三二、九五五	三五、五八〇		三五、一五二	三七、九五二		三五、一五二	三七、九五二	
二万人以上	二八、五六一	三〇、八三六		三七、三四九	四〇、三二四		三九、五四六	四二、六九六		三九、五四六	四二、六九六	

第四条第九項第一号中「五万八千十六円」を「五万八千八百七十三円」に改め、同項第二号中「六万九百六十円」を「六万八千八百六十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千二百二十九円」を「六万九



三元」に改め、同項第二号中「六万二千百七十三円」を「六万三千九十一円」に改め、同条第十二項中「千二十六円」を「千五十八円」に改め、同項ただし書中「二千五十二円」を「二千百十六円」に、「千八百六円」を「千八百六十二円」に、「千七百五十四円」を「千八百九円」に、「千四百十六円」を「千四百六十円」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の二第一項中「三万四千元」を「三万四千六百円」に改め、同条第四項中「次項」の下に「に規

定する機器等及び第六項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の三第一項中「三万百円」を「三万五百円」に改め、同条第二項中「二千六百十七円」を「二千六百五十三円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数		投票の翌日	
千人未満	千人以上	平日	休日
千人未満	千人以上	二四七、一〇五円	二五一、三二九円
二千人未満	二千人以上	三五三、一一〇	三五九、七二〇
三千人未満	三千人以上	四六八、五一二	四七七、四八八
五千人未満	五千人以上	五七四、九二六	五八六、二七八



第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の数		投票の翌日	
開票区の数	投票の翌日	開票区の数	投票の翌日
三万人未満	一、一五一、七八八	三万人以上	一、〇六二、三三九
二万人以上 二万人未満	九七三、八四八	二万人以上 三万人未満	九八二、三七八
一万五千人以上 一万五千人未満	八二八、八九二	一万五千人以上	八二二、四五六
一万人以上 一万五千人未満	七一八、〇八〇		
五千人以上 五千人未満	五九七、五八七		
三千人以上 五千人未満	四八六、四三〇		
二千人以上 三千人未満	三六六、二九五		
千人以上 二千人未満	二五五、五三七円		
千人未満	二五九、七六一円		
		休日	
			一、一七四、四九二
			九九二、八五六
			八四四、九九六
			七三一、八〇八
			六〇八、九三九
			四九五、四〇六
			三七二、八九五
			二五九、七六一円
			一、〇八六、八九一
			一、〇〇五、〇八二
			八四一、四六四

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	開票の翌日	
		平日	休日
千人以上	千人未満	一九一、二〇〇円	一九五、四二四円
二千人以上	二千人未満	二九八、七五〇	三〇五、三五〇
三千人以上	三千人未満	四〇六、三〇〇	四一五、二七六
五千人以上	五千人未満	五一三、八五〇	五二五、二〇二
一万人以上	一万人未満	六二一、四〇〇	六三五、一二八
一万五千人以上	一万五千人未満	七二八、九五〇	七四五、〇五四
二万人以上	二万人未満	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八
三万人以上	三万人未満	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四
三万人以上	三万人以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二

第五条第五項の表を次のように改める。

三万人以上	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一
-------	-----------	-----------



開票区の 選挙人の数		投票の翌日	平日	休日
三 千 人 未 満	二 千 人 以 上	千 人 未 満	四 六 八、 五 一 二	四 七 七、 四 八 八
二 千 人 未 満	二 千 人 以 上	千 人 未 満	三 五 三、 一 二 〇	三 五 九、 七 二 〇
千 人 未 満	千 人 未 満	千 人 未 満	二 四 七、 一 〇 五 円	二 五 一、 三 三 九 円

第五条第七項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三 万 人 未 満	二 万 人 以 上	一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	五 千 人 未 満	三 千 人 未 満	二 千 人 未 満	二 千 人 未 満
九 九 二、 八 六 八	九 一 八、 一 三 六	七 六 八、 六 七 二	六 五 一、 二 三 六	五 五 五、 一 五 二	四 五 九、 〇 六 八	三 六 二、 九 八 四	二 六 六、 九 〇 〇		

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	千人	千人以上	二千人	二千人以上	三千人	三千人以上	五千人	五千人以上
		千人未満	千人以上	二千人未満	二千人以上	三千人未満	三千人以上	五千人未満	五千人以上
千人未満	平日	一八二、七六八円							
千人以上	休日	一八六、九九二円							
二千人未満	平日	二八五、五七五							
二千人以上	休日	二九二、一七五							
三千人未満	平日	三八八、三八二							
三千人以上	休日	三九七、三五八							
五千人未満	平日	四九一、一八九							
五千人以上	休日	五〇二、五四一							
一万人未満	平日	五九三、九九六							
一万人以上	休日	六〇七、七二四							

三万人以上	二万人以上	二万人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	一万人以上	一万人未満	五千人以上	五千人未満	三千人以上
三万人以上	一、二四四、九三八								
二万人以上	一、一〇六、四六六								
二万人未満	九三五、九〇四								
一万五千人以上	七九六、七四五								
一万五千人未満	九五四、九一二								
一万人以上	八一二、八四九								
一万人未満	一、一二九、一七〇								
五千人以上	七〇四、四〇四								
五千人未満	五八六、二七八								
三千人以上	一、二六九、四九〇								



第五条第九項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数		投票の翌日	
千人 以上 未 満	千人 以上 未 満	千人 以上 未 満	千人 以上 未 満
二 万 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	一 万 人 未 満	一 万 人 未 満
九七三、八四八	八二八、八九二	七一一、〇八〇	五九七、五八七
二 千 人 未 満	二 千 人 未 満	三 千 人 未 満	三 千 人 未 満
二五五、五三七円	三六六、二九五	四八六、四三〇	四八六、四三〇
休 日	二五九、七六一円	三七一、八九五	四九五、四〇六
休 日	六〇八、九三九	七三一、八〇八	八四四、九九六
休 日	九九二、八五六	八四四、九九六	九九二、八五六

一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	二 万 人 未 満	三 万 人 未 満
六九六、八〇三	八二二、四五六	九八二、三七八	一、〇六二、三三九
七一二、九〇七	八四一、四六四	一、〇〇五、〇八二	一、〇八六、八九一

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	平日		休日	
		人数	円	人数	円
千人未満		一九一、二〇〇	一九五、四二四		
千人以上		二九八、七五〇	三〇五、三五〇		
二千人未満		四〇六、三〇〇	四一五、二七六		
二千人以上		五一三、八五〇	五二五、二〇二		
三千人未満		六二一、四〇〇	六三五、一二八		
三千人以上		七二八、九五〇	七四五、〇五四		
一万人未満		八六〇、四〇〇	八七九、四〇八		
一万人以上		一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四		
二万人未満		一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二		
二万人以上					
三万人以上					

二万人以上	一、一七四、四九二
三万人以上	一、三三八、五〇一
二万人以上	一、一五二、七八八
三万人以上	一、二九三、九四九

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人の数	開票日	
	平日	休日
千人未満	六四、三三七円	二三五、一五三円
二千人未満	六七、五四五	三三四、四四五
三千人未満	八〇、一三〇	四四三、一一四
五千人未満	八三、七三七	五四二、八〇五
一万人未満	九六、六八〇	六五一、八三二
一万五千人未満	九九、九四二	七五一、一七八
二万人未満	一一三、四四八	八八二、一二〇
三万人未満	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
三万人以上	一八二、五九九	一、一七五、四六七

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人の数	金額
-------------------	----

三 万 人 以 上	三 万 人 未 満	二 万 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	五 千 人 未 満	三 千 人 未 満	二 千 人 未 満	二 千 人 未 満	千 人 未 満
九九二、八六八	九一八、一三六	七六八、六七二	六五一、二三六	五五五、一五二	四五九、〇六八	三六二、九八四	二六六、九〇〇	一七〇、八一六	円	

第五条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八
参議院選挙区選出議員選挙会（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一一八、九八四

第六条第三項中「三万七千八百八十円」を「三万七千七百五十二円」に改め、同項ただし書中「六万五千五百六十円」を「六万三千五百四円」に、「五万四千七百七十三円」を「五万五千八百八十四円」に、「五万二千六百三十四円」を「五万四千二百九十六円」に、「四万二千四百七十六円」を「四万三千八百十八円」に

改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

六	五	四	三	二	一	都道府県の世帯数	
						選挙	選挙
百万以上	七十万未満	五十万未満	五十万未満	四十万未満	三十万未満	三十万未満	
四一五五	四三八〇	四四四六			円   銭	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県
四一四〇	四三六二	四四二〇	四四九六	四五九九	四五九四	その他の県	
一五八二	一六〇八	一六三七	一六五二	一六七九	一六九〇	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金額
十四人未満	四一円

候 補 者 数	金 額
------------------	--------

第八条第三項の表を次のように改める。

三 百 五 十 人 以 上	三 百 五 十 人 未 満	三 百 人 以 上	三 百 人 未 満	二 百 五 十 人 以 上	二 百 五 十 人 未 満	二 百 五 十 人 以 上	二 百 五 十 人 未 満	二 百 五 十 人 以 上	二 百 五 十 人 未 満	候 補 者 数	金 額
四 二 三	三 七 五	三 三 七	二 八 一	二 三 二	一 八 四	一 二 七 円					

第八条第二項中「四十七円」を「四十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

二 十 七 人 以 上	二 十 四 人 未 満	候 補 者 数	金 額
八 九	五 九		

第九条第一項の表を次のように改める。

二十	十	衆議院名簿届出政党等の数	金額
七	七	未	
以上	未	未	
八十九	五十九	四	四一円

第八条第六項の表を次のように改める。

三百五	三百五	三百五	二百五	二百五	二百五	二百五	二百五
十	十	十	十	十	十	十	十
人	人	人	人	人	人	人	人
以上	未	未	未	未	未	未	未
二二二	一八八	一六四	一四一	一一六	九三	六四	六四円





町 村	市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）	区	大 都 市	認 定 出 先 機 関	都道府県の支庁又は地方事務所	都道府県			
						選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの
						選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三二、八五八、七六九	二四、一五七、一五五	
						選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、三八〇、三四六	二八、四四六、二〇四	
						選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、一八八、五六一	三四、九六〇、三六〇	
						選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四九、四七四、〇四三	三八、二三五、八九六	
						選挙人の数が三百万人以上のもの	七三、六二八、八五八	五五、四八八、七六〇	
							四、八六九、四四二	三、八二八、二九七	
							二、五七八、一一二	二、〇二九、四二三	
							一〇、三六二、五二一	八、三四七、五九八	
						選挙人の数が五万人未満のもの	六、二二〇、〇六六	五、三七八、二八三	
						選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、五二三、五六六	六、六八一、七八三	
						選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、二六八、九一〇	八、四二七、一二七	
						選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九	
						選挙人の数が三万人未満のもの	三、一三九、七四五	二、七六六、三五一	
						選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、二九一、九五九	三、八三七、五一七	
						選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、六四九、六四四	五、九九二、八三三	
						選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、五六一、三七九	八、六九九、二二二	
						選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七	
						選挙人の数が千人未満のもの	三二〇、七七八	二六九、六〇九	
						選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三五三、一〇二	三〇一、九三二	
						選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五六二、九八六	四八一、八五二	
						選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六	
						選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇	

第十三条第二項の表を次のように改める。

区	区分		
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、五四三、五七九円	七、五五六、六二〇円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、〇九二、八四二	八、七八八、三八八
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、六一二、三六〇	一〇、八三二、六三六
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、一一一、五〇二	一一、二五一、九二四
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、〇九一、七五七	一二、〇六四、四〇四
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、二七一、六四九	一二、二〇四、三二〇
	選挙人の数が三百万人以上のもの	一九、九七五、三三六	一五、八一、九〇〇
	都道府県の支庁又は地方事務所	四、三六六、五六八	三、三七二、〇七〇
	認定出先機関	二、二三八、二九七	一、七二一、〇一四
	大	九、三八二、三四六	七、三九九、一一〇
	都	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
市	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八	
区	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八	
選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八	

  

選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八
選挙人の数が二万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七

第十三条第三項の表を次のように改める。

都道府県	区		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	区分			
	選挙人の数が五十万人未満のもの		一、〇五九、三六四円	七九九、五二〇円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		一、一九九、二八〇	八九九、四六〇
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの		一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの		一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの		一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇

町 村	市	選挙人の数が三万人未満のもの	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
		一、九八二、二六六	一、六一一、二七六
		二、一八一、二九二	一、七四三、九六〇
		三、二二三、一七〇	二、五八三、六四八
		四、三七七、三四六	三、五三二、六四六
		四、六九四、二九四	三、七五三、二八八
		二六九、六七四	二二〇、七三〇
		二六九、六七四	二二〇、七三〇
		四五三、九三八	三七五、〇三〇
		八三七、二二八	六六二、〇一四
		一、二七二、〇九八	一、〇三六、九五六
		一、五四一、七七二	一、二五七、六八六
		一、八一、四四六	一、四七八、四一六

町 村	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの			
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの			
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、九四〇	三七、九六〇	
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇	
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇	
	選挙人の数が二万人以上のもの	七五、九二〇	五六、九四〇	
	市	選挙人の数が十五万人以上のもの	三六〇、六二〇	二六五、七二〇
		選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二二、六六〇	二四六、七四〇
		選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二七、七六〇	一七〇、八二〇
		選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三二、八六〇	九四、九〇〇
		選挙人の数が一万人以上三万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇
		選挙人の数が三万人未満のもの	三六〇、六二〇	二六五、七二〇
区				
大 都 市		一、三八五、五四〇	一、〇四三、九〇〇	
認 定 出 先 機 関		二五九、八四四	一九九、八八〇	
都道府県の支庁又は地方事務所		五三九、六七六	三九九、七六〇	
		二、三九八、五六〇	一、七九八、九二〇	
		一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇	
		一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇	

第十三条第四項中「一万二千三百十二円」を「一万二千七百一円」に、「六千百五十六円」を「六千三百五十円」に改め、同項の表を次のように改める。

四 級 地	三 級 地	二 級 地	一 級 地	寒冷地の支給地域	都道府県、市町村等
				都道府県	
				二五、四〇二円	
				一、二、七〇〇円	
一七、五二七	二一、七一九	二二、三五四	八、七六三	一〇、八五九	一一、一七六

第十三条の二第一項中「七百五十三円」を「千五十円」に改め、同条第二項中「一万七百元」を「一万九百元」に改める。

第十三条の三中「千五百十四円」を「二千百八円」に、「四百二十八円」を「五百七十八円」に、「千五百十二円」を「千五百九十八円」に、「七百九十円」を「千八十八円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千六百元」を「一万二千八百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」に改め、同項第五号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第六号及び第七号中「一万七百元」を「一万九百円」に改め、同項第八号中「九千五百円」を「九千六百元」に改め、同項第九号及び第十号中「八千八百円」

」を「八千九百円」に改める。

第十五条第一項中「千五百七十四円」を「千五百九十三円」に、「百六十九円」を「百七十一円」に改める。

第十七条第二項中「二、二八〇、三六五」を「二、一八一、一三八」に、「一、二七八、二一七」を一、二二八、九一八」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五条第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県	区		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	分			
	選挙人の数が五十万人未満のもの		一七、八五四、九二二円	一三、六二三、一七二円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		二一、六七七、九五五	一六、四六五、四四一
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		二五、二八二、八八二	一九、二一〇、〇二四
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの		二七、八五五、九四八	二一、〇三六、九〇五
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの		三一、七六四、五二九	二四、〇六二、九一五





選挙人の数が二万人以上のもの

二、四六八、四八一

二、一三三、〇四七

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九條第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第六項中「当該選挙の」を削る。

第三十八条第一項中「各投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第四十一条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項及び第三十八条第一項の項を削り、同表第三十八条第二項の項中

投票所

投票所又は共通投票所

登録された者	登録された者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）
投票所	投票所又は共通投票所

を  
に改める。

第四十八条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項を削り、同表第三十八条第一項の項中

各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
二人以上五人以下	二人
二人以上五人以下	二人
二人以上五人以下	二人

を  
に改め、同表第三十八条

第二項の項中

投票所	期日前投票所
その投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
投票所	期日前投票所
投票所	期日前投票所

を  
に改める。

第六十二条第一項中「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項ただし書中「同一人を」の下に「当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「含む。」を「含む。」に改め、同項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「達しないとき又は」の下に「開票立会人が」を加え、「における」を「の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上

選任することができない。

第七十六条中「第六十二条」の下に「（第八項を除く。）」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「第八項に」を「第九項に」に、「同条第二項中」を「同項ただし書中」「同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人を」と、同条第二項中「に、同条第八項中「又は」を「同条第九項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「」に、「、選挙会の」を「選挙会の」に改め、「選挙会に」と、「」の下に「同項ただし書中」を加える。

第六十八条第一項中「併せて写真を添付するものとする。」を具し」を「その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。）を添付し」に改め、同条第二項中「具し」を「添付し」に改め、同条第三項中「具し」を「添付し」に改め、「記載し」及び「貼り付け」の下に「、又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第六十九条第一項及び第二項中「二通」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

### (適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）及び次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の項中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五条第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「及び開票」、「及び第十九条第二項」及び「又は開票管理者」を削り、「各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、「又は開票立会人三人」を削り、同条に次の一項を加える。

第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

（漁業法の一部改正）

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条中「及び第八項ただし書」を「、第八項ただし書及び第九項ただし書」に改め、同条の表第七十六条の項中

第六十二条	第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第八項本文、第九項及び第十項
第六十二条（第八項を除く。）	第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項及び第十一項

を

に改める。



## 理由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。